

決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について

2016年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社

はじめに

今般の決算短信様式の自由度向上については、上場企業および監査法人など開示資料作成者の負担軽減を念頭に置いたものであり、基本的には簡素化を企図するものであるとの認識に基づいて、以下に意見を述べる。

1 現行決算短信制度の評価

決算短信は、現在、機関投資家だけでなく個人投資家など幅広い市場参加者によって、株式投資や債券投資、議決権行使等に係わる様々な意思決定を行うために利用されている。決算短信の記載内容は他の開示手段によっても取得できるが、その速報性や一覽性の高さから、利用者のすそ野は広い。今回の見直しにおいては、決算短信がこのように広く一般に利用されている実態を十分考慮して、適切な運用が行われることを期待したい。

また、決算短信には経営状況を投資家に伝えるために必要な情報が統一された様式で記述されており、これは海外企業のアーニングス・リリースなどとの比較においても利便性が高く、世界に誇るべきものである。長い歴史を重ね、多くの関係者の努力の上に培われた優れた枠組みを毀損し、市場の信頼性を損ねるようなことが無いよう、関係者には慎重な対応を望みたい。

2 決算短信様式の自由度向上における懸念

決算短信様式の自由度向上において、我々は財務諸表の扱いに関して以下のような懸念を有している。

第一の懸念は、財務諸表の添付が行われない事によって、株価形成に歪みが生じる可能性があることである。

一般に、ファンダメンタルズを重視する投資家および証券アナリストは、単に企業の売上高や利益の水準やその伸び率だけを見ているものではない。損益計算書の費用項目や、貸借対照表の資産・負債項目を見て、その企業の経営実態をより深く理解し、評価することに努めるものである。

例えば、利益の増減が、粗利率の改善によるものか販管費の減少によるものか、在庫の増加を伴うものか減少を伴うものか、負債の増加を伴うものか減少を伴うものか等のことは、短期業績だけでなく、中長期の収益力や企業戦略を評価する際にも重要な視点である。

仮に、今回の見直しにより、決算短信の公表時には売上高や利益などが記載されたサマ

リーのみの開示となり、損益計算書や貸借対照表のような基本的な財務諸表が添付されないことになれば、上記のような視点を備えた投資家および証券アナリストは重要な分析手段を失うことになる。また、異なる会計基準間の比較可能性の低下も問題になろう。

そうなれば、決算短信の公表から財務諸表が別途開示されるまで、あるいは四半期報告書および有価証券報告書が公表されるまでの期間、短期の業績変動に注目する投資家以外は動き難い状況となり、株価形成に歪みが生じる可能性がある。これは中長期的に、ファンダメンタルズを重視するグローバルな投資家の日本市場に対する信頼を低下させることにもつながりかねない。

第二の懸念は、投資家による問い合わせの増加によって、企業側の負担が増加する可能性があることである。

企業が売上高、利益等の「サマリー情報」を開示する際には、当然、それらを算出するために必要な、損益計算書や貸借対照表などの構成要素は既に存在しているものと想定される。それにも関わらず財務諸表が添付されなければ、多くの投資家は、その理由を知りたいと思うであろう。その結果、企業への問い合わせはむしろ増える可能性がある。

現行決算短信に添付される財務諸表に替わる新たな資料等によって補完されれば問題ないと言えるが、企業間で開示のレベルが異なったり、提供される数字の定義が異なったりする場合、やはり、投資家による企業への問い合わせは増えるであろう。

以上のような問い合わせにどこまで答えるかを企業は判断する必要があり、サマリー情報の開示から詳細な財務情報の開示までに時間がかかれば情報管理の負担も重たくなって来よう。以上のように、サマリー情報のみを先行して開示することは、企業側の負担の増加につながりかねない。

第三の懸念は、財務諸表の開示が遅れることで、十分な分析ができないままに株主総会に向けた対話に臨まざるをえなくなる可能性があることである。

この点は実務上、非常に大きな問題である。現在、株主総会は決算期末の 80 日後から 90 日後までの時期に集中して開催されており、詳細な財務諸表を含む有価証券報告書は株主総会終了後に提出されている。そのため、株主総会以前に入手できる財務諸表は、現行決算短信に添付されているものか、株主総会の招集通知とともに送られてくる事業報告に添付されたものに限られる。

このうち、事業報告に添付される財務諸表は簡略なものが多く、かつ、入手可能な時期も株主総会の 2 週間から 3 週間前、3 月決算企業であれば 6 月に入ってからと遅い。そのため、株主総会の前に行われる企業と投資家との対話は、決算期末後 45 日以内に公表される決算短信と、企業が説明会等で用いる説明資料に基づいて行われるのが一般的である。

もし仮に、企業が決算短信における財務諸表の添付を止め、説明会の開催や説明資料の公表等を通じた財務情報の提供も行わないとすれば、投資家はサマリー情報以外の財務情

報に基づく分析を事業報告が出されるまで待たねばならなくなる。これは、投資家に極めてタイトなスケジュールの中で企業との対話を行うか、十分な分析ができないままに対話に臨むかの選択を迫ることになり、対話の質を低下させる可能性がある。

以上のような懸念を踏まえて、我々は、企業が決算短信における財務諸表の重要性を十分理解し、適切な対応がなされることを希望している。

3 より広範囲な議論に対する期待

我々は、開示資料作成者に一方的に負担を求めるものではなく、効率化に向けた検討を進めることには賛成の立場である。

しかし、現在、金融市場の周辺では様々な議論が並行して行われており、それらの議論との整合性を保つことも重要であろう。フェア・ディスクロージャーの問題や、株主総会基準日の問題、更には四半期決算開示に係わる問題などと決算短信の問題は少なからず関係がある。

決算短信の自由度向上という今回の変更を独立した問題として捉えるのではなく、公正で競争力のある市場の実現という本来の目標を見据え、より広範囲な議論が行われることを期待する。

以上